

平成三十一年国土交通省令第十二号

国土交通省関係船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則

船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（平成三十年法律第六十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、国土交通省関係船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則を次のように定める。

目次

- 第一章 総則（第一条―第四条）
- 第二章 有害物質一覧表の確認
 - 第一節 通則（第五条・第六条）
 - 第二節 有害物質一覧表の確認の申請手続（第七条・第八条）
 - 第三節 有害物質一覧表の確認の執行（第九条・第十条）
- 第三章 有害物質一覧表確認証書（第十一条―第二十一条）
- 第四章 特定船舶の再資源化解体の実施
 - 第一節 通則（第二十二條・第二十三條）
 - 第二節 特定日本船舶の譲渡し等の承認（第二十四条・第二十五条）
 - 第三節 譲渡し等をしないで行う再資源化解体の実施
 - 第一款 譲渡し等をしないで国内において再資源化解体を行う場合における有害物質等情報に係る確認（第二十六条・第二十七条）
 - 第二款 譲渡し等をしないで外国において行う再資源化解体の承認（第二十八条・第二十九条）
- 第五章 再資源化解体準備証書（第三十条―第三十八条）
- 第六章 船級協会等
 - 第一節 船級協会（第三十九条―第四十三条）
 - 第二節 旅費の額の計算に関し必要な細目（第四十四条）
- 第七章 雑則（第四十五条―第四十八条）

附則

第一章 総則

（用語）

- 第一条** この省令において「地方運輸局長等」とは、地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下同じ。）並びに運輸支局（地方運輸局組織規則（平成十四年国土交通省令第七十三号）別表第二第一号に掲げる運輸支局（福岡運輸支局を除く。）を除く。）、同令別表第五第二号に掲げる海事事務所及び内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十七条第一項の規定により沖縄総合事務局に置かれる事務所で地方運輸局において所掌することとされている事務のうち国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百十二条第二項に規定する事務を分掌するもの（以下「運輸支局等」という。）の長（以下「運輸支局長等」という。）をいう。
- 2 この省令において「船舶所在地官庁」とは、船舶の所在地を管轄する地方運輸局長等（船舶が本邦外にある場合にあっては関東運輸局長）をいう。
- 3 この省令において「所有者所在地官庁」とは、船舶の所有者の所在地を管轄する地方運輸局長等（船舶の所有者が本邦外にある場合にあっては関東運輸局長）をいう。
- 4 前各項に規定するもののほか、この省令において使用する用語は、船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。
- （法第二条第二項の国土交通省令で定める特別の用途）

第二条 法第二条第二項の国土交通省令で定める特別の用途のものは、陸上自衛隊又は海上自衛隊（防衛大学校を含む。）の使用する船舶とする。

（外国船舶の総トン数）

第三条 法第二条第二項第四号の国土交通省令で定める総トン数は、次の各号に掲げる船舶の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める総トン数とする。

- 一 日本船舶以外の船舶であって、我が国が締結した国際協定等によりその受有するトン数の測度に関する証書に記載されたトン数が船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号。以下この条において「トン数法」という。）第五条第一項の総トン数と同一の効力を有することとされているもの（千九百六十九年の船舶のトン数の測度に関する国際条約に基づいて交付された国際トン数証書に相当する書面その他国際総トン数を記載した書面を受有する船舶を除く。） 同項の総トン数と同一の効力を有することとされた総トン数
- 二 日本船舶以外の船舶で前号に掲げる船舶以外のもの トン数法第四条第一項の国際総トン数

（航海の態様が特殊な船舶）

第四条 法第二条第四項の航海の態様が特殊なものとして国土交通省令で定める船舶は、次に掲げる船舶とする。

- 一 海上保安庁の使用する船舶
- 二 漁業の取締りにのみ従事する船舶

第二章 有害物質一覧表の確認

第一節 通則

（有害物質一覧表）

第五条 法第二条第六項に規定する国土交通省令で定めるところにより記載された図書は、第一号様式によるものとする。

（確認の引継ぎ）

第六条 法第三条第一項の確認を申請した者は、当該申請に係る船舶が船舶所在地官庁の管轄する区域外に移転した場合は、当該申請をした船舶所在地官庁に有害物質一覧表確認引継申請書（第二号様式）を提出して、新たな船舶所在地官庁への確認の引継ぎを受けることができる。

第二節 有害物質一覧表の確認の申請手続

（有害物質一覧表の確認の申請）

第七条 法第三条第一項の確認を受けようとする者は、有害物質一覧表確認申請書（第三号様式）を船舶所在地官庁に提出しなければならない。

（添付書類）

第八条 前条の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 法第三条第一項の確認（同項第一号に掲げる場合に係るものに限る。以下「初回確認」という。）を受ける場合は、次の書類

- イ 有害物質一覧表
- ロ 材料宣言書（第四号様式）
- ハ 供給者適合宣言書（第五号様式）
- ニ 一般配置図
- ホ 機関室配置図

二 法第三条第一項の確認（同項第二号に掲げる場合に係るものに限る。以下「臨時確認」という。）又は更新確認を受ける場合は、次の書類

- イ 有害物質一覧表確認証書
- ロ 有害物質一覧表
- ハ 有害物質の種類又は量を変更した場合にあっては、前号ロからホまでに掲げる書類のうち当該変更に係るもの

2 船舶所在地官庁は、確認のため必要があると認める場合において前項に規定する書類のほか必要な書類の添付を求め、又は前項に規定する書類の一部についてその添付の省略を認めることができる。

第三節 有害物質一覧表の確認の執行

（臨時確認）

第九条 法第三条第一項第二号の国土交通省令で定める改造又は修理は、船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）第十九条第一項又は海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則（昭和五十八年運輸省令第三十九号）第十五条第一項に規定する改造又は修理であって、有害物質一覧表に記載した有害物質の種類又は量の変更を伴うものとする。

2 臨時確認を受けるべき場合に、更新確認を受けるときは、当該臨時確認を受けることを要しない。

（更新確認）

第十条 更新確認は、有害物質一覧表確認証書の有効期間の満了前に受けることができる。

第三章 有害物質一覧表確認証書

（有害物質一覧表確認証書）

第十一条 法第四条第一項の規定により交付する有害物質一覧表確認証書は、第六号様式によるものとする。

（有害物質一覧表確認証書の交付申請）

第十二条 法第三十条第二項の船級協会（以下この条、第十三条、第十五条、第二十条、第四十一条及び第四十二条において単に「船級協会」という。）が有害物質一覧表についての確認を行い、かつ、船級の登録をした船舶（以下「確認対象船級船」という。）に係る有害物質一覧表確認証書の交付を受けようとする者は、有害物質一覧表確認証書交付申請書（第七号様式）を船舶所在地官庁に提出しなければならない。

2 有害物質一覧表確認証書交付申請書には、次に掲げる書類（初めて有害物質一覧表確認証書の交付を受ける場合にあっては、第二号及び第三号に掲げる書類）を添付しなければならない。

- 一 有害物質一覧表確認証書
- 二 船級協会の有害物質一覧表の確認に関する事項を記録した書類
- 三 船級協会の船級の登録を受けている旨の証明書

（有害物質一覧表確認証書の有効期間）

第十三条 有害物質一覧表確認証書の有効期間は、交付の日から、初回確認（確認対象船級船にあっては、船級協会が法第三十条第二項の規定により行う初回確認に相当する確認）又は更新確認（確認対象船級船にあっては、船級協会が法第三十条第二項の規定により行う更新確認に相当する確認。以下この条、次条第一項、第十五条第一項及び第十六条において「更新確認等」という。）をした日から起算して五年を経過する日までの間とする。ただし、法第四条第六項各号に掲げる場合又は船舶が有害物質一覧表確認証書の有効期間が満了する日以降に更新確認等をした場合（改造又は修理のため当該船舶を長期間航行の用に供することができない場合その他船舶所在地官庁がやむを得ないと認める場合を除く。）は、交付の日から、当該有害物質一覧表確認証書の有効期間が満了する日の翌日から起算して五年を経過する日までの間とする。

（有害物質一覧表確認証書の有効期間の延長）

第十四条 法第四条第二項ただし書の国土交通省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- 一 国際航海に従事する船舶（次号の船舶を除く。）が、有害物質一覧表確認証書の有効期間が満了する時において、外国の港から本邦の港又は更新確認等を受ける予定の外国の他の港に向け航海中となること。
- 二 国際航海に従事する船舶であって航海を開始する港から最終の到達港までの距離が千海里を超えない航海に従事するものが、有害物質一覧表確認証書の有効期間が満了する時において、航海中となること。
- 三 国際航海に従事しない船舶が、有害物質一覧表確認証書の有効期間が満了する時において、航海中となること。
- 2 前項第一号に規定する事由がある船舶にあっては、船舶所在地官庁又は日本の領事官は、申請により、当該有害物質一覧表確認証書の有効期間が満了する日の翌日から起算して三月を超えない範囲内においてその指定する日まで当該有害物質一覧表確認証書の有効期間を延長することができる。ただし、指定を受けた日前に当該航海を終了した場合におけるその終了した日後の期間については、この限りではない。
- 3 第一項第二号及び第三号に規定する事由がある船舶にあっては、船舶所在地官庁又は日本の領事官は、申請により、当該有害物質一覧表確認証書の有効期間が満了する日から起算して一月を超えない範囲内においてその指定する日まで当該有害物質一覧表確認証書の有効期間を延長することができる。
- 4 前二項の申請をしようとする者は、有害物質一覧表確認証書有効期間延長申請書（第八号様式）を船舶所在地官庁又は日本の領事官に提出しなければならない。
- 5 前項の有害物質一覧表確認証書有効期間延長申請書には、有害物質一覧表確認証書を添付しなければならない。
- 6 第二項及び第三項の指定は、有害物質一覧表確認証書に記入して行う。

第十五条 法第四条第五項の国土交通省令で定める事由は、船舶が、更新確認等を外国において受けた場合その他地理的条件、交通事情その他の事情により、当該更新確認等をした後速やかに、当該更新確認等に係る有害物質一覧表確認証書の交付を受けることが困難であることとする。

2 法第四条第五項の規定の適用を受けようとする者は、その旨を記載した書面を船舶所在地官庁に提出し、船舶に前項に規定する事由がある旨の確認を受けなければならない。この場合において、確認対象船級船に係る当該確認を受けようとする者にあっては、当該書面に次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 有害物質一覧表確認証書の写し

二 船級協会の船級の登録を受けている旨の証明書

3 船舶所在地官庁は、確認対象船級船以外の船舶に係る前項の確認を行ったときは、第八条第一項の規定により提出された有害物質一覧表確認証書の裏面に当該船舶が法第四条第五項の規定の適用を受けている旨を記載して、更新確認を申請した者に返付するものとする。

4 船級協会は、確認対象船級船に係る第二項の確認を受けた者からの申請により、有害物質一覧表確認証書の裏面に当該確認対象船級船が法第四条第五項の規定の適用を受けている旨を記載するものとする。

5 第三項の規定により有害物質一覧表確認証書の返付を受けた者は、当該有害物質一覧表確認証書の有効期間の満了前に受けた更新確認に係る有害物質一覧表確認証書の交付を受けようとするときは、従前の有害物質一覧表確認証書を船舶所在地官庁に提出しなければならない。

(有害物質一覧表確認証書の有効期間の満了)

第十六条 従前の有害物質一覧表確認証書の有効期間の満了前に、更新確認等を受け、当該更新確認等に係る有害物質一覧表確認証書の交付を受けた場合は、従前の有害物質一覧表確認証書の有効期間は、満了したものとする。

(有害物質一覧表確認証書の再交付)

第十七条 船舶所有者は、有害物質一覧表確認証書を滅失し、又は毀損した場合は、有害物質一覧表確認証書再交付申請書（第九号様式）に有害物質一覧表確認証書（毀損した場合に限る。）を添えて、船舶所在地官庁に提出し、その再交付を受けることができる。

2 有害物質一覧表確認証書を滅失したことにより再交付を受けた場合は、滅失した有害物質一覧表確認証書は、その効力を失うものとする。

(有害物質一覧表確認証書の書換え)

第十八条 船舶所有者は、有害物質一覧表確認証書の記載事項を変更しようとする場合又はその記載事項に変更を生じた場合は、速やかに、有害物質一覧表確認証書書換申請書（第十号様式）に有害物質一覧表確認証書を添えて、船舶所在地官庁に提出し、有害物質一覧表確認証書の書換えを受けなければならない。

(有害物質一覧表確認証書の返納)

第十九条 船舶所有者は、次の各号に掲げる場合には、遅滞なく、その受有する有害物質一覧表確認証書（第四号の場合にあっては、発見した有害物質一覧表確認証書）を船舶所在地官庁に返納しなければならない。

一 船舶が滅失し、沈没し、又は解撤されたとき。

二 船舶が日本船舶でなくなったとき。

三 有害物質一覧表確認証書の有効期間が満了したとき。

四 有害物質一覧表確認証書を滅失したことにより有害物質一覧表確認証書の再交付を受けた後、その滅失した有害物質一覧表確認証書が発見したとき。

五 前各号に掲げる場合のほか、船舶が有害物質一覧表確認証書を受有することを要しなくなったとき。

(有害物質一覧表確認証書の返付等)

第二十条 船舶所在地官庁は、臨時確認をした場合は、第八条第一項の規定により提出された有害物質一覧表確認証書を当該確認の申請者に返付するものとする。この場合において、当該有害物質一覧表確認証書の裏面に有害物質一覧表の内容が当該船舶の状態と一致すると認められた旨を記載するものとする。

2 船級協会は、有害物質一覧表確認証書を受有する確認対象船級船に係る法第三十条第二項に規定する確認（臨時確認に相当する確認に限る。）をした場合は、当該有害物質一覧表確認証書の裏面に有害物質一覧表の内容が当該船舶の状態と一致すると認められた旨を記載するものとする。

(締約国の船舶に対する有害物質一覧表確認証書に相当する証書の交付)

第二十一条 法第八条の規定により交付する締約国の船舶に係る有害物質一覧表確認証書に相当する証書は、当該締約国の政府の要請に基づいて交付した旨記載された第十一条に規定する有害物質一覧表確認証書とする。

2 第七条の規定は、法第八条に規定する確認について準用する。

3 船舶所在地官庁は、法第八条に規定する確認を行う場合において、当該確認に必要な書類の提出を求めることができる。

第四章 特定船舶の再資源化解体の実施

第一節 通則

(有害物質等情報)

第二十二条 法第十七条の国土交通省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 有害物質一覧表に記載された事項に係る情報

二 船舶の航行に伴い生ずる廃棄物であって告示で定めるものに係る情報

三 船用品であって告示で定めるものに係る情報

2 前項第二号及び第三号に掲げる情報は、第十一号様式により記載しなければならない。

(承認等の引継ぎ又は委嘱)

第二十三条 承認等を申請した者は、当該申請に係る船舶所有者の所在地が所有者所在地官庁の管轄する区域外に移転した場合は、当該申請をした所有者所在地官庁に承認等引継申請書（第十二号様式）を提出して、新たな所有者所在地官庁への承認等の引継ぎを受けることができる。

2 所有者所在地官庁は、承認等に係る船舶が他の地方運輸局長等の管轄する区域内にある場合であって、当該承認等を申請した者の申請によりやむを得ない理由があると認めるときは、その承認等の一部を当該他の地方運輸局長等に委嘱することができる。

第二節 特定日本船舶の譲渡し等の承認

(特定日本船舶の譲渡し等の承認の申請)

第二十四条 法第二十条第一項の承認を受けようとする者は、承認等申請書（第十三号様式）を所有者所在地官庁に提出しなければならない。

(特定日本船舶の譲渡し等の承認の申請書の添付書類)

第二十五条 法第二十条第三項の国土交通省令で定める書類は、次のとおりとする。

一 有害物質一覧表確認証書（交付を受けている船舶に限る。）

二 材料宣言書

三 供給者適合宣言書

四 船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則（平成三十一年厚生労働省・国土交通省・環境省令第一号）第三条の許可証（以下「再資源化解体の許可証」という。）（譲渡し等の相手方となろうとする者が締約国再資源化解体業者である場合にあっては、当該締約国の政府が交付する再資源化解体の許可証に相当する書類）の写し

- 2 所有者所在地官庁は、法第二十条第一項の承認のため必要があると認める場合において前項に規定する書類のほか必要な書類の添付を求め、又は前項に規定する書類の一部についてその添付の省略を認めることができる。

第三節 譲渡し等を行ないで行う再資源化解体の実施

第一款 譲渡し等を行ないで国内において再資源化解体を行う場合における有害物質等情報に係る確認

(有害物質等情報の確認の申請)

第二十六条 法第二十五条第一項の確認を受けようとする者は、承認等申請書を所有者所在地官庁に提出しなければならない。

(有害物質等情報の確認の申請書の添付書類)

第二十七条 前条の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 有害物質一覧表確認証書（交付を受けている船舶に限る。）
- 二 有害物質等情報を記載した書類
- 三 材料宣言書
- 四 供給者適合宣言書

- 2 所有者所在地官庁は、法第二十五条第一項の確認のため必要があると認める場合において前項に規定する書類のほか必要な書類の添付を求め、又は前項に規定する書類の一部についてその添付の省略を認めることができる。

第二款 譲渡し等を行ないで外国において行う再資源化解体の承認

(再資源化解体の承認の申請)

第二十八条 法第二十五条第三項の承認を受けようとする者は、承認等申請書を所有者所在地官庁に提出しなければならない。

(再資源化解体の承認の申請書の添付書類)

第二十九条 法第二十五条第五項の国土交通省令で定める書類は、次のとおりとする。

- 一 有害物質一覧表確認証書
- 二 材料宣言書
- 三 供給者適合宣言書
- 四 締約国の政府が交付する再資源化解体の許可証に相当する書類の写し

- 2 所有者所在地官庁は、法第二十五条第三項の承認のため必要があると認める場合において前項に規定する書類のほか必要な書類の添付を求め、又は前項に規定する書類の一部についてその添付の省略を認めることができる。

第五章 再資源化解体準備証書

(再資源化解体準備証書)

第三十条 法第二十一条第一項（法第二十五条第二項及び第七項の規定により準用する場合を含む。）の規定により交付する再資源化解体準備証書は、第十四号様式によるものとする。

(再資源化解体準備証書の交付申請)

第三十一条 法第三十一条第二項の船級協会（以下この条、第三十二条及び第四十三条において単に「船級協会」という。）が法第三十一条第二項各号に定める承認等を行い、かつ、船級の登録をした特定日本船舶（以下「承認等対象船級船」という。）に係る再資源化解体準備証書の交付を受けようとする者は、再資源化解体準備証書交付申請書（第十五号様式）を所有者所在地官庁に提出しなければならない。

- 2 再資源化解体準備証書交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 船級協会の特定日本船舶の譲渡し等の承認等に関する事項を記録した書類
- 二 船級協会の船級の登録を受けている旨の証明書

(再資源化解体準備証書の有効期間)

第三十二条 再資源化解体準備証書の有効期間は、交付の日から、承認等（承認等対象船級船にあつては、船級協会が法第三十一条第二項の規定により行う承認等）をした日から起算して三月を経過する日までの間とする。

(再資源化解体準備証書の有効期間の延長)

第三十三条 法第二十一条第二項ただし書（法第二十五条第二項及び第七項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める事由は、特定日本船舶が、再資源化解体準備証書の有効期間が満了する時において、航海中となることとする。

- 2 前項に規定する事由がある特定日本船舶にあつては、所有者所在地官庁又は日本の領事官は、申請により、当該再資源化解体準備証書の有効期間が満了する日の翌日から起算して当該航海に必要な日数を超えない範囲内においてその指定する日まで当該再資源化解体準備証書の有効期間を延長することができる。ただし、指定を受けた日前に当該航海を終了した場合におけるその終了した日後の期間については、この限りではない。

- 3 前項の申請をしようとする者は、再資源化解体準備証書有効期間延長申請書（第十六号様式）を所有者所在地官庁又は日本の領事官に提出しなければならない。

- 4 前項の再資源化解体準備証書有効期間延長申請書には、再資源化解体準備証書を添付しなければならない。

- 5 第二項の指定は、再資源化解体準備証書に記入して行う。

(再資源化解体準備証書の再交付)

第三十四条 船舶所有者は、再資源化解体準備証書を滅失し、又は毀損した場合は、再資源化解体準備証書再交付申請書（第十七号様式）に再資源化解体準備証書（毀損した場合に限る。）を添えて、所有者所在地官庁に提出し、その再交付を受けることができる。

- 2 再資源化解体準備証書を滅失したことにより再交付を受けた場合は、滅失した再資源化解体準備証書は、その効力を失うものとする。

(再資源化解体準備証書の書換え)

第三十五条 船舶所有者は、再資源化解体準備証書の記載事項を変更しようとする場合又はその記載事項に変更を生じた場合は、速やかに、再資源化解体準備証書書換申請書（第十八号様式）に再資源化解体準備証書を添えて、所有者所在地官庁に提出し、再資源化解体準備証書の書換えを受けなければならない。

(再資源化解体準備証書の返納)

第三十六条 船舶所有者は、次の各号に掲げる場合には、遅滞なく、その受有する再資源化解体準備証書（第四号の場合にあつては、発見した再資源化解体準備証書）を所有者所在地官庁に返納しなければならない。

- 一 船舶が滅失し、沈没し、又は解撤されたとき。
- 二 船舶が特定日本船舶でなくなったとき。
- 三 再資源化解体準備証書の有効期限が満了したとき。
- 四 再資源化解体準備証書を滅失したことにより再資源化解体準備証書の再交付を受けた後、その滅失した再資源化解体準備証書を発見したとき。

五 前号に掲げる場合のほか、船舶が再資源化解体準備証書を受有することを要しなくなったとき。

(承認等に係る有害物質一覧表確認証書の返付)

第三十七条 所有者所在地官庁は、承認等をした場合は、第二十五条第一項、第二十七条第一項又は第二十九条第一項の規定により提出された有害物質一覧表確認証書を当該承認等の申請者に返付するものとする。

(締約国の船舶に対する再資源化解体準備証書に相当する証書の交付)

第三十八条 法第二十七条第一項の規定により交付する締約国の船舶に係る再資源化解体準備証書に相当する証書は、当該締約国の政府の要請に基づいて交付した旨記載された第三十条に規定する再資源化解体準備証書とする。

2 第二十四条、第二十六条、第二十八条の規定は、法第二十七条第一項に規定する承認又は確認について準用する。

3 所有者所在地官庁は、法第二十七条第一項に規定にする承認又は確認を行う場合において、当該承認又は確認に必要な書類の提出を求めることができる。

第六章 船級協会等

第一節 船級協会

(有害物質一覧表の確認に係る船級協会の登録の申請)

第三十九条 法第三十条第一項（法第三十条第三項において準用する船舶安全法第二十五条の四十八第二項において準用する場合を含む。）の規定により法第三十条第一項の規定による登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 登録を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 登録を受けようとする者が確認を行おうとする事業所の名称及び所在地

三 登録を受けようとする者が確認の業務を開始しようとする年月日

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 登録を受けようとする者が法人である場合には、次に掲げる事項を記載した書類

イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（外国法令に基づいて設立された法人にあっては、これらに準ずるもの）

ロ 役員の氏名、住所及び経歴を記載した書類

二 登録を受けようとする者が個人である場合には、その住民票の写し（外国人にあっては、これに準ずるもの）及び履歴書

三 確認に用いるスペクトル分析器、放射線測定器その他の設備の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別を記載した書類

四 確認を行う者の氏名及び経歴を記載した書類

五 確認を行う者が、法第三十条第三項において準用する船舶安全法第二十五条の四十七第一項第二号に該当する者であることを証する書類

六 登録を受けようとする者が、法第三十条第三項において準用する船舶安全法第二十五条の四十七第一項第三号及び第二項各号のいずれにも該当しない者であることを証する書類

(帳簿の記載等)

第四十条 法第三十条第三項において準用する船舶安全法第二十五条の五十九の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 船名

二 船舶番号

三 総トン数

四 船舶所有者の氏名又は名称及び住所

五 確認を行った年月日及び場所

六 確認を行った事業所の名称

七 確認の結果

八 その他確認の実施状況に関する事項

2 法第三十条第三項において準用する船舶安全法第二十五条の五十九の帳簿は、確認の業務を行う事務所ごとに備え付け、記載の日から五年間保存しなければならない。

(報告書の提出等)

第四十一条 船級協会は、法第三十条第二項の規定による確認を行った場合は、速やかに、同項の規定による確認に関する報告書を船舶所在地官庁に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、前条第一項第一号から第七号までに掲げる事項を記載しなければならない。

3 船舶所在地官庁は、第一項の規定により提出された報告書の審査に当たり必要があると認めるときは、船級協会に対し、法第三十条第二項の規定による確認の申請者から提出された図面その他必要な書類の提出を求めることができる。

4 国土交通大臣は、船級協会の行った法第三十条第二項の規定による確認が適当でないと認める場合は、再度の同項の規定による確認を求めることができる。

(準用)

第四十二条 船舶安全法施行規則第三章の二第一節（第四十七条、第四十七条の三、第四十七条の八、第四十七条の十一及び第四十七条の十二を除く。）の規定は、法第三十条第一項の規定による登録、船級協会及び船級協会がする同条第二項の確認について準用する。この場合において、同令第四十七条の二の見出し中「登録検定機関登録簿」とあるのは「船級協会登録簿」と、同令第四十七条の二第二号及び第四十七条の七（見出しを除く。）中「検定業務」とあるのは「確認業務」と、同令第四十七条の六（見出しを含む。）及び第四十七条の七の見出し中「検定業務規程」とあるのは「確認業務規程」と、同令第四十七条の七第三号中「検定合格証明書」とあるのは「確認証明書」と、同条第五号中「検定員」とあるのは「確認員」と読み替えるものとする。

第四十三条 第三十九条から第四十二条までの規定は法第三十一条第一項の規定による登録、船級協会及び船級協会がする同条第二項の承認等について準用する。この場合において、第三十九条の見出し中「有害物質一覧表の確認」とあるのは「特定日本船舶の譲渡し等の承認等」と、同条及び第四十条中「法第三十条第三項」とあるのは「法第三十一条第三項において準用する法第三十条第三項」と、第四十一条第一項及び第三項中「船舶所在地官庁」とあるのは「所有者所在地官庁」と、第四十二条中「確認業務」とあるのは「承認等業務」と、「確認業務規程」とあるのは「承認等業務規程」と、「確認証明書」とあるのは「承認等証明書」と、「確認員」とあるのは「承認員及び確認員」と読み替えるものとする。

第二節 旅費の額の計算に関し必要な細目

(準用)

第四十四条 船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行令（平成三十一年政令第十一号）第四条において準用する船舶安全法施行令（昭和九年勅令第十三号）第四条の規定による旅費の額の計算に関し必要な細目については、船舶安全法施行規則第三章の二第六節の規定を準用する。

第七章 雑則

(報告の徴収)

第四十五条 日本船舶又は監督対象外国船舶の船舶所有者又は船長は、これらの船舶に係る有害物質等情報又はこれらの船舶の状態若しくは譲渡し等に関し法第三十四条第一項の規定による報告を求められたときは、直ちに、これに関する報告をしなければならない。

(立入検査の身分証明書)

第四十六条 法第三十条第三項（法第三十一条第三項において準用する場合を含む。）において準用する船舶安全法第二十五条の六十一第二項の職員の身分を示す証票は第十九号様式によるものとする。

2 法第三十四条第三項の職員の身分を示す証明書は、第二十号様式によるものとする。

(手数料)

第四十七条 法第三条第一項の確認（法第八条の当該確認に相当する確認を含む。以下この条において同じ。）を受けようとする者は、別表第一に定める額（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して（以下「電子情報処理組織により」という。）確認の申請をする場合にあっては、別表第二に定める額）の手数料を納付しなければならない。

2 外国において法第三条第一項の確認を受ける場合における手数料の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による手数料の額に十一万三千七百円（初回確認を受ける場合は、四十八万五千二百円）を加算した額とする。

3 承認等（法第二十七条第一項の当該承認等に相当する承認又は確認を含む。以下この条において同じ。）を受けようとする者は、別表第三に定める額（電子情報処理組織により承認等の申請をする場合にあっては、別表第四に定める額）の手数料を納付しなければならない。ただし、当該承認等を法第三条第一項の確認（同項第一号に掲げる場合に係るものを除く。）と同時に受ける場合の手数料の額は、別表第五に定める手数料の額（電子情報処理組織により承認等の申請をする場合にあっては、別表第六に定める手数料の額）とする。

4 外国において承認等を受ける場合における手数料の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による手数料の額に十一万三千七百円を加算した額とする。

5 有害物質一覧表確認証書の再交付若しくは書換え、再資源化解体準備証書の再交付若しくは書換えを受けようとする者又は確認対象船舶に係る有害物質一覧表確認証書の交付若しくは承認等対象船舶に係る再資源化解体準備証書の交付を受けようとする者は、別表第七に定める額（電子情報処理組織により交付、再交付又は書換の申請をする場合にあっては、別表第八に定める額）の手数料を納付しなければならない。

6 前各項の規定による手数料は、手数料の額に相当する収入印紙を手数料納付書（第二十一号様式）に貼って納付しなければならない。ただし、電子情報処理組織により前各項の確認若しくは承認又は交付、再交付若しくは書換の申請をする場合において、当該申請を行ったことにより得られた納付情報により納付するときは、現金をもってすることができる。

(権限の委任)

第四十八条 法第三条第一項、法第四条第一項及び第二項並びに法第八条に規定する国土交通大臣の権限は船舶所在地官庁が、法第二十条第一項、第二項及び第四項、法第二十一条第一項（法第二十五条第二項及び第七項において準用する場合を含む。）及び第二項（法第二十五条第二項において準用する場合を含む。）、法第二十五条第一項、第三項、第四項及び第六項並びに法第二十七条に規定する国土交通大臣の権限は所有者所在地官庁が行う。

2 法第三十二条、法第三十三条並びに法第三十四条第一項及び第三項に規定する国土交通大臣の権限は、船舶所在地官庁も行うことができる。

3 法第三十五条第一項に規定する国土交通大臣の権限は、船舶所有者、船長、造船事業者、船舶に設置される設備の製造事業者その他の船舶の再資源化解体と密接な関連を有する者（再資源化解体事業者を除く。）の所在地を管轄する地方運輸局長等も行うことができる。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、法の施行の日から施行する。ただし、附則第二条から第十条までの規定、附則第十二条の規定、附則第十四条中国土交通省組織規則（平成十三年国土交通省令第一号）附則第八条の次に一条を加える改正規定及び附則第十五条中地方運輸局組織規則（平成十四年国土交通省令第七十三号）附則第三条の次に十一條を加える改正規定は、法附則第一条第二号の政令で定める日（平成三十一年四月一日）から施行する。

附 則 （令和元年六月二八日国土交通省令第二〇号）

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

別表第一（第四十七条関係）

初回確認	総トン数（トン数）	5, 0 0 0未満	5, 0 0 0以上
	金額（円）	8 0, 3 0 0	1 3 4, 3 0 0
臨時確認又は更新確認	総トン数（トン数）	5, 0 0 0未満	5, 0 0 0以上
	金額（円）	4 7, 7 0 0	7 9, 8 0 0
法第八条の規定による初回確認に相当する確認	総トン数（トン数）	5, 0 0 0未満	5, 0 0 0以上
	金額（円）	8 7, 7 0 0	1 4 1, 7 0 0
法第八条の規定による更新確認に相当する確認	総トン数（トン数）	5, 0 0 0未満	5, 0 0 0以上
	金額（円）	5 5, 0 0 0	8 7, 2 0 0

別表第二（第四十七条関係）

初回確認	総トン数（トン数）	5, 0 0 0未満	5, 0 0 0以上
	金額（円）	8 0, 1 0 0	1 3 4, 1 0 0
臨時確認又は更新確認	総トン数（トン数）	5, 0 0 0未満	5, 0 0 0以上
	金額（円）	4 7, 5 0 0	7 9, 6 0 0
法第八条の規定による初回確認に相当する確認	総トン数（トン数）	5, 0 0 0未満	5, 0 0 0以上

	金額 (円)	87,500	141,500
法第八条の規定による更新確認に相当する確認	総トン数 (トン数)	5,000未満	5,000以上
	金額 (円)	54,900	87,000

別表第三 (第四十七条関係)

承認等	総トン数 (トン数)	5,000未満	5,000以上
	金額 (円)	80,300	134,300
法第二十七条の承認又は確認	総トン数 (トン数)	5,000未満	5,000以上
	金額 (円)	87,700	141,700

別表第四 (第四十七条関係)

承認等	総トン数 (トン数)	5,000未満	5,000以上
	金額 (円)	80,100	134,100
法第二十七条の承認又は確認	総トン数 (トン数)	5,000未満	5,000以上
	金額 (円)	87,500	141,500

別表第五 (第四十七条関係)

承認等	総トン数 (トン数)	5,000未満	5,000以上
	金額 (円)	40,300	65,200
法第二十七条の承認又は確認	総トン数 (トン数)	5,000未満	5,000以上
	金額 (円)	47,700	72,600

別表第六 (第四十七条関係)

承認等	総トン数 (トン数)	5,000未満	5,000以上
	金額 (円)	40,100	65,000
法第二十七条の承認又は確認	総トン数 (トン数)	5,000未満	5,000以上
	金額 (円)	47,500	72,400

別表第七 (第四十七条関係)

確認対象船級船に係る有害物質一覧表確認証書の交付	1通につき
	3,450円
承認等対象船級船に係る再資源化解体準備証書の交付	1通につき
	3,450円
有害物質一覧表確認証書の再交付又は書換え	1通につき
	4,350円
再資源化解体準備証書の再交付又は書換え	1通につき
	4,350円

別表第八 (第四十七条関係)

確認対象船級船に係る有害物質一覧表確認証書の交付	1通につき
	3,250円
承認等対象船級船に係る再資源化解体準備証書の交付	1通につき
	3,250円
有害物質一覧表確認証書の再交付又は書換え	1通につき
	4,150円
再資源化解体準備証書の再交付又は書換え	1通につき
	4,150円

第一号様式（第五条関係）

(一)

.....の有害物質一覧表
Inventory of Hazardous Materials for

.....の要目
Particulars of the

船舶番号又は信号符字 Distinctive number or letters	
船籍港 Port of registry	
船舶の種類 Type of vessel	
総トン数 Gross Tonnage	
国際海事機関船舶識別番号 IMO number	
造船者 Name of shipbuilder	
船舶所有者の氏名又は名称 Name of shipowner	
引渡しの日 Date of delivery	

この有害物質一覧表は、有害物質一覧表の作成に係るガイドラインに従って作成された。
This inventory was developed in accordance with the guidelines for the development of the
Inventory of Hazardous Materials.

添付書類:
Attachment:

.....によって作成された。
Prepared by

(二)

第一部
Part I

構造及び設備に含まれる有害物質
Hazardous materials contained in the ship's structure and equipment

I-1 塗料及び被覆方法

Paints and coating systems

番号 No.	塗料の施用 Application of paint	塗料の名称 Name of paint	場所 Location	物質 Materials	概量 Approximate quantity	備考 Remarks

I-2 設備及び機関

Equipment and machinery

番号 No.	設備及び機関の名称 Name of equipment and machinery	場所 Location	物質 Materials	部品の場所 Parts where used	概量 Approximate quantity	備考 Remarks

I-3 構造及び船殻

Structure and hull

番号 No.	構造要素の名称 Name of structural element	場所 Location	物質 Materials	部品の場所 Parts where used	概量 Approximate quantity	備考 Remarks

- (注) 1 記載方法は、国際海事機関の定めるところによる。
2 物質の欄には、主務大臣が定める物質を記載すること。

第二号様式（第六条関係）

第二号様式（第六条関係）

有害物質一覧表確認引継申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあっては
その代表者の氏名



国土交通省関係船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則第6条の規定により、次のとおり申請します。

船 名		船 舶 番 号	
船舶所有者の氏名又は 名称及び住所並びに法 人にあるはその代表 者の氏名			
有害物質一覧表の確認 の種類			
引継ぎ後有害物質一覧 表の確認を受けようと する時期			
引継ぎ後有害物質一覧 表の確認を受けようと する場所			
有害物質一覧表の確認 の引継ぎを受けようと する理由			
備 考			

- (注) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4版とすること。
2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

第三号様式（第七条関係）

第三号様式（第七条関係）

有害物質一覧表確認申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあっては
その代表者の氏名



国土交通省関係船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則第7条の規定により、次のとおり申請します。

船 名		船 舶 番 号	
船舶所有者の氏名又は 名称及び住所並びに法 人にあるはその代表 者の氏名			
船籍港又は定係港		国際海事機関船舶識別 番号	
総 ト ン 数		国際海事機関船舶所有 者識別番号	
建 造 日		国際海事機関会社識別 番号	
有害物質一覧表の確認 の種類			
有害物質一覧表の確認 を受けようとする時期		有害物質一覧表の確認 を受けようとする場所	
備 考			

- (注) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4版とすること。
2 総トン数の欄には、法第2条第2項の規定による総トン数を記載すること。
3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

材 料 宣 言 書
MATERIAL DECLARATION

<Date of declaration>

日付 Date	
------------	--

<MD ID number>

MD-ID number-	
材料宣言書識別番号	
MD-ID-no.	

<Other information>

Other Information:	
備考1 Remark 1	
備考2 Remark 2	
備考3 Remark 3	

<Supplier(respondent) information>

Supplier (respondent) information	
会社名 Company name	
部署名 Division name	
住所 Address	
連絡責任者 Contact person	
電話番号 Telephone number	
ファックス番号 Fax number	
電子メールアドレス Email address	
供給者適合宣言書識別番号 SDoC ID no.	

<Product information>

製品情報		納品量		製品情報
製品名 Product name	製品番号 Product number	Delivered unit		
		数量 Amount	単位 Unit	

<Materials information>

This materials information shows the amount of hazardous materials contained in

	Unit
1	

(unit: piece, kg, m, m², etc) of the product.

[illegible]

第五号様式（第八条関係）

第五号様式（第八条関係）

供給者適合宣言書
Supplier's Declaration of Conformity for Material Declaration management

1 供給者適合宣言書識別番号

Identification number : _____

2 発行者の名称

Issuer's name: _____

発行者の住所

Issuer's address: _____

3 宣言の対象

Object(s) of the
declaration: _____

4 上記宣言の対象は、次の文書に適合している。

The object(s) of the declaration described above is in conformity with the following documents :

文書番号 Document No.	表題 Title	版数/発行日 Edition/date of issue
5 _____	_____	_____
_____	_____	_____
_____	_____	_____

6 追加情報

Additional information _____

代表者又は代表者から有害物質管理の権限を委嘱された者の署名

Signed for and on behalf of

(発行場所及び発行日)

(place and date of issue)

7

(名前、役職)

(name, function)

(署名)

(signature)

第六号様式（第十一条関係）

第六号様式（第十一条関係）

番号 第 号
Certificate No.....

有害物質一覧表確認証書
INTERNATIONAL CERTIFICATE ON INVENTORY OF HAZARDOUS MATERIALS
(備考：この証書は、有害物質一覧表によって補足される。)
(Note: This certificate shall be supplemented by Part I of the Inventory of Hazardous Materials)



日本国
JAPAN

2009年の船舶の安全かつ環境上適正な再資源化のための香港国際条約(以下「条約」という。))に基づき、日本国政府の権限の下に、.....が発給する。

(条約により権限を与えられた者又は団体の正式名称)

Issued under the provisions of the Hong Kong International Convention for the Safe and Environmentally Sound Recycling of Ships, 2009 (hereinafter referred to as "the Convention") under the authority of the Government of Japan

by
(Full designation of the person or organization authorized under the provisions of the Convention)

船舶の要目

Particulars of the ship

船名 Name of ship	
船舶番号又は信号符字 Distinctive number or letters	
船籍港 Port of Registry	
総トン数 Gross tonnage	
国際海事機関船舶識別番号 IMO number	
船舶所有者の氏名又は名称及び住所 Name and address of shipowner	
国際海事機関船舶所有者識別番号 IMO registered owner identification number	
国際海事機関会社識別番号 IMO company identification number	
建造日 Date of Construction	

有害物質一覧表の要目

Particulars of Part I of the Inventory of Hazardous Materials

有害物質一覧表の識別/確認番号

Part I of the Inventory of Hazardous Materials identification/verification number:

備考 条約附属書第5規則に定める有害物質一覧表は、有害物質一覧表確認証書の不可欠な一部であり、当該証書に常に添付しなければならない。有害物質一覧表については、機関が作成する指針に定める標準様式に基づいて作成すべきである。

Note: Part I of the Inventory of Hazardous Materials, as required by regulation 5 of the Annex to the Convention, is an essential part of the International Certificate on Inventory of Hazardous Materials and must always accompany the International Certificate on Inventory of Hazardous Materials. Part I of the Inventory of Hazardous Materials should be compiled on the basis of the standard format shown in the guidelines developed by the Organization.

この証書は、次のことを証明する。

THIS IS TO CERTIFY:

- この船舶が条約附属書第10規則に基づいて確認されたこと。
that the ship has been surveyed in accordance with regulation 10 of the Annex to the Convention; and
- 確認の結果、有害物質一覧表が条約の関係要件に適合していること。
that the survey shows that Part I of the Inventory of Hazardous Materials fully complies with the applicable requirements of the Convention

この証書の基となる確認が完了した日

Completion date of survey on which this certificate is based:

この証書は、.....まで効力を有する。

(証書の発給の場所)

(発給の日)

(Date of issue)

(Signature of duly authorized official issuing the certificate)

地	方	運	輪	局	長	
運	輸	監	理	部	長	
地	方	運	輸	局	運	輸
地	方	運	輸	局	海	事
地	方	運	輸	局	海	事
運	輸	監	理	部	海	事
地	方	運	輸	局	運	輸
地	方	運	輸	局	運	輸
沖	繩	總	合	事	務	所
運	輸	事	務	所	局	長

(印章)

条約附属書第11規則6の規定を適用する場合における5年未満の期間について発給された
証書の有効期間を延長するための裏書

ENDORSEMENT TO EXTEND THE CERTIFICATE IF VALID FOR
LESS THAN FIVE YEARS WHERE REGULATION 11.6 APPLIES

この船舶は、条約の関係規定に適合していると認められる。よって、この証書は、条約附属書第11規則6の規定に従って
まで効力を有するものとする。

The ship complies with the relevant provisions of the Convention, and this certificate shall, in accordance with regulation 11.6 of the Annex to the Convention, be accepted as valid until:

Signed: _____
(Signature of duly authorised official)

場所
Place: _____
日付
Date: _____

地方運輸局長
運輸監理部長
地方運輸局運輸支局長
地方運輸局海事事務所長
運輸監理部海事事務所長
地方運輸局運輸支局海事事務所長
沖繩總合事務局長
運輸總務所長

(印章)

更新確認が完了し、条約附属書第11規則7の規定を適用する場合における裏書
ENDORSEMENT WHERE THE RENEWAL SURVEY HAS BEEN COMPLETED AND
REGULATION 11.7 APPLIES

この船舶は、条約の関係規定に適合していると認められる。よって、この証書は、条約附属書第11規則7の規定に従って
まで効力を有するものとする。

The ship complies with the relevant provisions of the Convention, and this certificate shall, in accordance with regulation 11.7 of the Annex to the Convention, be accepted as valid until: _____.

Signed: _____
(Signature of duly authorised official)

場所
Place: _____
日付

Date:

地 方 運 輸 局 長
運 輸 監 理 部 長
地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 長
地 方 運 輸 局 海 事 事 務 所 長
運 輸 監 理 部 海 事 事 務 所 長 (印章)
地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 海 事 事 務 所 長
沖 縄 総 合 事 務 局 長
運 輸 事 務 所 長

条約附属書第11規則8又は第11規則9の規定を適用する場合における確認港に到着するまでの期間又は
猶予期間について証書の有効期間を延長するための裏書

ENDORSEMENT TO EXTEND THE VALIDITY OF THE CERTIFICATE UNTIL
REACHING THE PORT OF SURVEY OR FOR A PERIOD OF GRACE WHERE
REGULATION 11.8 OR 11.9 APPLIES

この証書は、条約附属書第11規則8又は第11規則9の規定に従って まで効力を有するもの
とする。

This certificate shall, in accordance with regulation 11.8 or 11.9 of the Annex to the Convention, be accepted as valid until:

署名

Signed:
(Signature of duly authorised official)

場所

Place:

日付

Date:

地 方 運 輸 局 長
運 輸 監 理 部 長
地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 長
地 方 運 輸 局 海 事 事 務 所 長
運 輸 監 理 部 海 事 事 務 所 長 (印章)
地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 海 事 事 務 所 長
沖 縄 総 合 事 務 局 長
運 輸 事 務 所 長

臨時確認時の裏書

ENDORSEMENT FOR ADDITIONAL SURVEY

この船舶は、条約附属書第10規則の規定に基づく臨時確認において、条約の関係規定に適合していると認められた。

At an additional survey in accordance with regulation 10 of the Annex to the Convention, the ship was found to comply with the relevant
provisions of the Convention.

署名

Signed:
(Signature of duly authorised official)

場所

Place:

日付

Date:

地 方 運 輸 局 長
運 輸 監 理 部 長
地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 長
地 方 運 輸 局 海 事 事 務 所 長
運 輸 監 理 部 海 事 事 務 所 長 (印章)
地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 海 事 事 務 所 長
沖 縄 総 合 事 務 局 長
運 輸 事 務 所 長

第七号様式（第十二条関係）

第七号様式（第十二条関係）

有害物質一覧表確認証書交付申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあっては
その代表者の氏名 印

国土交通省関係船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則第12条第1項の規定により、次のとおり申請します。

船 名		船 舶 番 号	
船舶所有者の氏名又は 名称及び住所並びに法 人にある場合はその代表 者の氏名			
船籍港又は定係港		国際海事機関船舶識別 番号	
総 ト ン 数		国際海事機関船舶所有 者識別番号	
建 造 日		国際海事機関会社識別 番号	
備 考			

- (注) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4版とすること。
2 総トン数の欄には、法第2条第2項の規定による総トン数を記載すること。
3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

第八号様式（第十四条関係）

有害物質一覧表確認証書有効期間延長申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては
その代表者の氏名

印

国土交通省関係船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則第14条第4項の規定により、次のとおり申請します。

船 名		船 舶 番 号	
船舶所有者の氏名又は 名称及び住所並びに法 人にあつてはその代表 者の氏名			
証 書 の 番 号			
証 書 の 有 効 期 間			
運 航 予 定			
備 考			

- (注) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4版とすること。
2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

第九号様式（第十七条関係）

有害物質一覽表確認証書再交付申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあっては
その代表者の氏名

印

国土交通省関係船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則第17条第1項の規定により、次のとおり申請します。

船名		船舶番号	
船舶所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名			
証書の番号			
証書の有効期間			
証書の交付年月日			
証書の交付者			
再交付を受けようとする理由			
備考			

(注) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4版とすること。
2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

第十号様式（第十八条関係）

有害物質一覧表確認証書書換申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあっては
その代表者の氏名



国土交通省関係船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則第18条の規定により、次のとおり申請します。

船名		船舶番号	
船舶所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名			
証書の番号			
書換えを受けようとする事項	新		
	旧		
備考			

(注) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4版とすること。
2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

第十一号様式（第二十二条関係）

(一)

第二部 Part II 船舶の航行に伴い生ずる廃棄物 Operationally generated waste				
番号 No.	場所 Location	分類項目の名称 Name of item and detail (if any) of the item	概量 Approximate quantity	備考 Remarks

(注) 1 記載方法は、国際海事機関の定めるところによる。
 2 分類項目の名称の欄には、国土交通大臣が定める船舶の航行に伴い生ずる廃棄物を記載すること。

(二)

第三部 Part III 船用品 Stores						
III-1 貯蔵物 Stores						
番号 No.	場所 Location	分類項目の名称 Name of item	単量 Unit quantity	数量 Figure	概量 Approximate quantity	備考 Remarks
III-2 船舶の機関及び設備に封入されている液体 Liquids sealed in ship's machinery and equipment						
番号 No.	液体の種類 Type of liquids	機関又は設備の名称 Name of machinery or equipment	場所 Location	概量 Approximate quantity	備考 Remarks	

第十二号様式（第二十三条関係）

承認等引継申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあっては
その代表者の氏名 

国土交通省関係船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則第23条第1項の規定により、次のとおり申請します。

船名		船舶番号	
船舶所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名			
引継ぎ後承認等を受けようとする時期			
引継ぎ後承認等を受けようとする場所			
承認等の引継ぎを受けようとする理由			
備考			

(注) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4版とすること。
2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

第十三号様式（第二十四条、第二十六条、第二十八条関係）

承認等申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあっては
その代表者の氏名



国土交通省関係船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則
第24条 第26条 第28条 の規定によ
り、次のとおり申請します。

船 名 及 び 船 種		船 舶 番 号	
船舶所有者の氏名又は 名称及び住所並びに法 人にあるはその代表 者の氏名			
船籍港又は定係港		国際海事機関船舶識別 番号	
総 ト ン 数		国際海事機関船舶所有 者識別番号	
建 造 日		国際海事機関会社識別 番号	
船舶の再資源化解体施 設の名称及び住所			
船舶の再資源化解体施 設の識別番号		船舶の再資源化解体施 設に係る許可証の有効 期間	
承認等を受けようとす る時期		承認等を受けようとす る船舶の所在地	
備 考			

(注) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4版とすること。
2 不要な文字は、抹消すること。
3 総トン数の欄には、法第2条第2項の規定による総トン数を記載すること。
4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

第十四号様式（第三十条関係）

第十四号様式（第三十条関係）

番号 第 号
Certificate No.....

再 資 源 化 解 体 準 備 証 書
INTERNATIONAL READY FOR RECYCLING CERTIFICATE

(備考：この証書は、有害物質一覧表及び船舶の再資源化解体計画によって補足される。)
(Note: This certificate shall be supplemented by the Inventory of Hazardous Materials and the Ship Recycling Plan)



公の印章

日本国
JAPAN

2009年の船舶の安全かつ環境上適正な再資源化のための香港国際条約(以下「条約」という。)に基づき、日本国政府の権限の下に、-----が発給する。

(条約により権限を与えられた者又は団体の正式名称)

Issued under the provisions of the Hong Kong International Convention for the Safe and Environmentally Sound Recycling of Ships, 2009 (hereinafter referred to as "the Convention") under the authority of the Government of Japan

by -----
(Full designation of the person or organization authorized under the provisions of the Convention)

船舶の要目

Particulars of the ship

船名 Name of ship	
船舶番号又は信号符字 Distinctive number or letters	
船籍港 Port of Registry	
総トン数 Gross tonnage	
国際海事機関船舶識別番号 IMO number	
船舶所有者の氏名又は名称及び住所 Name and address of shipowner	
国際海事機関船舶所有者識別番号 IMO registered owner identification number	
国際海事機関会社識別番号 IMO company identification number	
建造日 Date of Construction	

船舶の再資源化解体施設の要目

Particulars of the Ship Recycling Facility(ies)

船舶の再資源化解体施設の名称 Name of Ship Recycling Facility	
船舶の再資源化解体業者の識別番号 Distinctive Recycling Company identity number	
住所 Full address	
DASRの有効期間 Date of expiry of DASR	

有害物質一覧表の要目

Particulars of the Inventory of Hazardous Materials

有害物質一覧表の識別/確認番号

Inventory of Hazardous Materials identification/verification number: -----

備考 条約附属書第5規則に定める有害物質一覧表は、再資源化解体準備証書の不可欠な一部であり、当該証書に常に添付しなければならない。有害物質一覧表については、機関が作成する指針に定める標準様式に基づいて作成すべきである。

Note: The Inventory of Hazardous Materials, as required by regulation 5 of the Annex to the Convention, is an essential part of the International Ready for Recycling Certificate and must always accompany the International Ready for Recycling Certificate. The Inventory of Hazardous Materials should be compiled on the basis of the standard format shown in the guidelines developed by the Organization.

船舶の再資源化解体計画の要目

Particulars of the Ship Recycling Plan

船舶の再資源化解体計画の識別/確認番号

Ship Recycling Plan identification/verification number: -----

備考 条約附属書第9規則に定める船舶の再資源化解体計画は、再資源化解体準備証書の不可欠な一部であり、当該証書に常に添付しなければならない。

Note: The Ship Recycling Plan, as required by regulation 9 of the Annex to the Convention, is an essential part of the International Ready for Recycling Certificate and must always accompany the International Ready for Recycling Certificate.

この証書は、次のことを証明する。

THIS IS TO CERTIFY:

- 1 この船舶が、条約附属書第10規則に基づいて確認されたこと。
that the ship has been surveyed in accordance with regulation 10 of the Annex to the Convention;
- 2 この船舶が、条約附属書第5規則の規定に従って有効な有害物質一覧表を備えていること。
that the ship has a valid Inventory of Hazardous Materials in accordance with regulation 5 of the Annex to the Convention;
- 3 条約附属書第9規則に定める船舶の再資源化解体計画が、条約附属書約附属書第5規則4に定める有害物質一覧表に含まれる情報を適切に反映していること並びに立入り安全区域及び熱間作業安全区域の条件の設定、維持及び監視に関する情報が含まれていること。
that the Ship Recycling Plan, as required by regulation 9, properly reflects the information contained in the Inventory of Hazardous Materials as required by regulation 5.4 and contains information concerning the establishment, maintenance and monitoring of Safe-for-entry and Safe-for-hot work conditions; and
- 4 この船舶が再資源化される船舶の再資源化解体施設が、条約に従い、有効な許可証を備えていること。
that the Ship Recycling Facility(ies) where this ship is to be recycled holds a valid authorization in accordance with the Convention

この証書は、-----まで効力を有する。

(日付)

This certificate is valid until -----

(Date)

-----において発給した。

(証書の発給の場所)

Issued at -----

(Place of issue of certificate)

(発給の日付)

(Date of issue)

(Signature of duly authorized official issuing the certificate)

地 方 運 輸 局 長
運 輸 監 理 部 長
地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 長
地 方 運 輸 局 海 事 事 務 所 長
運 輸 監 理 部 海 事 事 務 所 長
地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 海 事 事 務 所 長
沖 縄 総 合 事 務 局 長
運 輸 事 務 所 長

(印章)

条約附属書第14規則5の規定を適用する場合における船舶の再資源化解体施設に到着するまでの
猶予期間について証書の有効期間を延長するための裏書

ENDORSEMENT TO EXTEND THE VALIDITY OF THE CERTIFICATE UNTIL
REACHING THE PORT OF THE SHIP RECYCLING FACILITY FOR A PERIOD OF
GRACE WHERE REGULATION 14.5 APPLIES

この証書は、条約附属書第14規則5の規定により、-----港から-----港までの単一の航海の間、効力を有するものとする。

This certificate shall, in accordance with regulation 14.5 of the Annex to the Convention, be accepted as valid for a single point to point voyage

from the port of: -----

to the port of: -----

署名

Signed: -----

(Signature of duly authorised official)

場所
Place:
日付
Date:

地 方 運 輸 局 長
運 輸 監 理 部 長
地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 長
地 方 運 輸 局 海 事 事 務 所 長
運 輸 監 理 部 海 事 事 務 所 長 (印章)
地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 海 事 事 務 所 長
沖 繩 總 合 事 務 局 長
運 輸 事 務 所 長

第十五号様式（第三十一条関係）

第十五号様式（第三十一条関係）

再資源化解体準備証書交付申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあっては
その代表者の氏名



国土交通省関係船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則第31条第1項の規定により、次のとおり申請します。

船 名		船 舶 番 号	
船舶所有者の氏名又は 名称及び住所並びに法 人にあるはその代表 者の氏名			
船籍港又は定係港		国際海事機関船舶識別 番号	
総 ト ン 数		国際海事機関船舶所有 者識別番号	
建 造 日		国際海事機関会社識別 番号	
船舶の再資源化解体施 設の名称及び住所			
船舶の再資源化解体施 設の識別番号		船舶の再資源化解体施 設に係る許可証の有効 期間	
備 考			

- (注) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4版とすること。
2 総トン数の欄には、法第2条第2項の規定による総トン数を記載すること。
3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

第十六号様式（第三十三条関係）

再資源化解体準備証書有効期間延長申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあっては
その代表者の氏名

印

国土交通省関係船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則第33条第3項の規定により、次のとおり申請します。

船名		船舶番号	
船舶所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名			
証書の番号			
証書の有効期間			
運航予定			
備考			

(注) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4版とすること。
2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

第十七号様式（第三十四条関係）

再資源化解体準備証書再交付申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあっては
その代表者の氏名

印

国土交通省関係船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則第34条第1項の規定により、次のとおり申請します。

船名		船舶番号	
船舶所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名			
証書の番号			
証書の有効期間			
証書の交付年月日			
証書の交付者			
再交付を受けようとする理由			
備考			

(注) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4版とすること。
2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

第十八号様式（第三十五条関係）

再資源化解体準備証書書換申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては
その代表者の氏名

印

国土交通省関係船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則第35条の規定により、次のとおり申請します。

船 名			船 舶 番 号	
船舶所有者の氏名又は 名称及び住所並びに法 人にあつてはその代表 者の氏名				
証 書 の 番 号				
書換えを受けよ うとする事項	新			
	旧			
備 考				

(注) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4版とすること。
2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

第十九号様式（第四十六条関係）

(一)

写 真 35 ミリメートル 24ミリメートル	第 号 立 入 検 査 証 官 職 氏 名 年 月 日生 船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律第30条第3項（法第31条第3項において準用する場合を含む。）において準用する船舶安全法第25条の61第2項の規定により立入検査をする職員であることを証明する。 国土交通大臣 印 年 月 日 発行 年 月 日 まで有効
---	--

9センチメートル

6センチメートル

(二)

(立入検査) 船舶安全法抜粋 第二十五条の六十一 国土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その職員に、登録検定機関（外国登録検定機関を除く。）の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。 2 前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。	6 センチメートル
--	--

9センチメートル

(三)

船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律抜粋 (船級協会による有害物質一覧表に係る確認) 第三十条 3 船舶安全法第三章第一節(同法第二十五条の四十六、第二十五条の四十九第一項、第三項及び第四項、第二十五条の五十二、第二十五条の五十四、第二十五条の五十八第一項第二号、第二十五条の六十二第三号並びに第二十五条の六十三から第二十五条の六十六までを除く。)の規定は、第一項の規定による登録、船級協会及び船級協会がする前項の確認について準用する。 (後段略) (船級協会による特定日本船舶の譲渡し等の承認等) 第三十一条 3 前条第三項の規定は、第一項の規定による登録、船級協会及び船級協会がする前項の承認等について準用する。(後段略)		6センチメートル
9センチメートル		

(四)

第四十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。 五 第三十条第三項において準用する船舶安全法第二十五条の六十一第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者		6センチメートル
9センチメートル		

第二十号様式（第四十六条関係）

(表)

立入検査証

第 号

官 職

氏 名

年 月 日生

船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律第34条第3項の規定により立入検査をする職員であることを証明する。

地方運輸局長

運輸監理部長

地方運輸局運輸支局長

地方運輸局海事事務所長

運輸管理部海事事務所長

地方運輸局運輸支局海事事務所長

沖縄総合事務局局長

沖縄総合事務局運輸事務所長

国土交通大臣

印

写 真

35
ミリメートル

24ミリメートル

年 月 日 発行

年 月 日 限り有効

9センチメートル

6センチメートル

(裏)

船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律抜粋
(報告の徴取等)

第三十四条

3 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、日本船舶若しくは監督対象外国船舶又はこれらの船舶の船舶所有者の事務所に立ち入り、これらの船舶、有害物質一覧表、有害物質一覧表確認証書、再資源化解体準備証書その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

5 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

6 第三項及び第四項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第四十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

七 第三十四条第三項又は第四項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し答弁をせず若しくは虚偽の答弁をした者

9センチメートル

6センチメートル

第二十一号様式（第四十七条、附則第六条関係）

手 数 料 納 付 書

年 月 日

殿

申請者の氏名又は
名称及び住所

印

下記の申請について手数料を納付します。

記

1 申請事項

2 金 額

3 備 考

収 入
印 紙

(注) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。